明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十一号

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「アルゴリズム」とは、一連の定められた手順であって、問題を解決し、又は結果を得るために行われるものをいう。

(b)　「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。

(c)　「対象企業」とは、一方の締約国について、当該締約国の領域に所在し、かつ、他方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する企業であって、この協定の効力発生の日に存在するもの又はその後に設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(d)　「対象金融サービス提供者」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　他方の締約国の金融機関

(ii)　一方の締約国の金融規制当局による規制、監督又は免許、認可、許可若しくは登録の対象となる他方の締約国の金融サービス提供者（他方の締約国の金融機関を除く。）

(e)　「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　対象企業

(ii)　他方の締約国の者

(f)　「関税」には、産品の輸入に際し、又は産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金並びに産品の輸入に関連して課される付加税及び加重税を含む。ただし、次のものを含まない。

(i)　千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　輸入に関連する手数料その他の課徴金であって、提供された役務の費用に応じたもの

(iii)　ダンピング防止税又は相殺関税

(g)　「デジタル・プロダクト」とは、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のものであって、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、及び電子的に送信されることができるものをいう（注）。

注　デジタル・プロダクトには、金融商品をデジタル式に表したもの（金銭を含む。）を含まない。

(h)　「電子認証」とは、電子的な通信又は取引の当事者の同一性を検証し、及び電子的な通信の信頼性を確保するための処理又は行為をいう。

(i)　「電子署名」とは、電子文書又は電子メッセージに含まれ、付され、又は論理的に関連する電子的な形式でのデータであって、当該電子文書又は電子メッセージとの関係において署名者を特定するために及び署名者が当該電子文書又は電子メッセージに含まれる情報を承認することを示すために利用することができるものをいう（注）。

注　日本国においては、電子署名については、当該電子文書又は電子メッセージに含まれる情報が改変されていないことが当該データにより確証されるものであるとの要件を満たさなければならない。

(j)　「電子的な送信」又は「電子的に送信される」とは、電磁的手段を用いて送信されることをいう。

(k)　「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体その他これらに類する組織を含む。）をいう。

(l)　「他方の締約国の企業」とは、他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であって、他方の締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているものをいう。

(m)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(n)　「金融機関」とは、締約国の領域に所在する金融仲介機関その他の企業であって、当該締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、及び金融機関として規制され、又は監督されるものをいう。

(o)　「他方の締約国の金融機関」とは、一方の締約国の領域に所在する金融機関（その支店を含む。）であって、他方の締約国の者が支配するものをいう。

(p)　「金融市場の基盤」とは、清算し、決済し、又は支払、有価証券若しくは派生商品の取引その他の金融取引を記録するために利用される複数の参加者で構成されるシステムであって、対象金融サービス提供者が他の金融サービス提供者（当該システムの運営者を含む。）と共に参加するものをいう。

(q)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するサービスをいう。金融サービスには、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）並びに金融の性質を有するサービスに付随するサービス又は金融の性質を有するサービスの補助的なサービスを含み、次の活動を含む。

(i)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(A)　生命保険

(B)　生命保険以外の保険

(ii)　再保険及び再再保険

(iii)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(iv)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(v)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(vi)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(vii)　全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(viii)　ファイナンス・リース

(ix)　全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(x)　保証

(xi)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(A)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(B)　外国為替

(C)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(D)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(E)　譲渡可能な有価証券

(F)　他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(xii)　全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）